

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和8年1月9日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都	執行機関名 中央区長
3. 市区町村名	中央区	
4. 届出番号	21	
5. 独自利用事務の事例番号	120-1	難病患者の医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	東京都大気汚染医療費助成制度の被認定者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和7年12月4日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係	<input type="radio"/>	

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	特例条例第二条の規定により区が処理することとされた大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
②番号法別表の項	131	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	158	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一の二の二の項 特例条例第二条の規定により区が処理することとされた大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律第1条	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者)に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって(国民保健の向上を図る)ことを目的とする。	この条例は、(大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者)に対し、医療費を助成することにより、(その者の健康障害の救済を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例